

## A V 8 B ハリアー攻撃機の墜落炎上事故に嚴重抗議し訓練の即時中止を求める意見書

1999年6月4日午後1時10分ごろ、嘉手納基地内で第31海兵遠征部隊所属のAV8Bハリアー攻撃機が離陸の際に墜落炎上する事故が発生した。同機種は過去にも沖縄周辺で5件も墜落事故を起こしており、従来から欠陥機と指摘されているものである。このような欠陥機が、飛来の目的も県民に知らされないまま一時的にせよ嘉手納基地に移駐することは許されない。

今回の事故発生報道に接し、嘉手納基地周辺住民は大きな衝撃を受けた。住宅密集地域に隣接した基地内での離陸時の事故であり、一歩間違えば住民に大きな被害をもたらす事故につながる恐れがある。

4月19日にも米海兵隊所属のCH53ヘリコプターが、国頭村の北部訓練場沖合で墜落し乗員4人が死亡する事故が発生したばかりである。

たび重なる航空機事故の発生に対し、我々はこれまで嚴重に抗議し、その再発防止を強く申し入れてきた。しかし、今回またしてもこのような重大事故を引き起こしたことは誠に遺憾であり、断じて容認できない。

よって北谷町議会は町民及び県民の生命・財産を確保する立場から、米軍及び関係当局に対し次の事を強く要求する。

記

1. AV8Bハリアー攻撃機の嘉手納基地への飛来と訓練を即時中止すること。
2. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を公表すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

1999年6月8日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官 外務省沖縄担当大使 沖縄県知事  
那覇防衛施設局長